

障がい福祉サービス提供中の事故発生に係る報告について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、指定権者、支給決定市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じなければなりません。下記に基づき、市に遺漏なく報告してください。

1 事故報告の定義

(1) 重大事故（事故発生当日に報告を要する事故）

- ① 死亡、重篤状態（事故発生原因は問わない）
 - ※ 利用者自身の転倒による死亡等事故を含む。
 - ※ 窒息によるものを含む。
 - ※ 送迎中の事故により第三者が死亡、重篤状態となった場合も含む。
 - ※ 原因が単なる病気によるものは報告不要。ただし、後日、利用者家族等とのトラブルが発生する恐れのあるものについては、報告が必要。
- ② 一定程度の後遺障がい、一酸化炭素中毒（事故発生原因は問わない）
- ③ 利用者の行方不明（行方不明者届を提出した場合）
- ④ 火災の発生（火災扱いとするかは消防署の判断による）
- ⑤ 自然災害による人的被害及び建物の損壊等の物的被害
 - ※ 自然災害とは地震、風水害等を指す。
 - ※ 負傷の程度及び損壊の程度は問わない。

(2) 重大事故以外の事故（1週間以内に報告を要する事故）

- ① 医療上の治療を受けた場合（施設内の医師が治療した場合を含む）
 - ※ 利用者自身の転倒による怪我也含む。
 - ※ 送迎中の事故により、第三者が負傷した場合も含む。
 - ※ 軽微な擦り傷・打撲は原則除くが、利用者やその家族から苦情が寄せられた場合は報告を要する。
 - ※ 薬剤等の誤飲等（利用者の体調に何らかの変化があった場合）。
- ② 自然災害以外による建物損傷（第三者による建物損傷）
- ③ 利用者の離脱（行方不明者届を提出せず発見した場合）

(3) 事故報告が不要な事故

- ① 単なる病気による死亡や重篤状態
- ② 医療上の治療を受けなかった怪我

2 報告方法及び期限

(1) 重大事故に該当する場合

次の①から③の報告を行うこと。

① 事故発生報告（第1報）

事故発生当日に、指導監査課へ「重大事故報告書」等^{※1}により、FAX又はEメールで概要を送信し、その後、電話連絡^{※2}する。（火災等、文書による報告が難しい場合は、電話連絡のみでも可。）

※¹ FAXまたはEメールによる報告の場合、重大事故報告用紙の項目を含んでいれば、山形市の様式を用いなくても可。

※² 閉庁時間中に発生した場合は、翌開庁日に報告し、年末年始等の長期間の閉庁日期間内に、発生した場合は、山形市役所守衛室（TEL023-641-1212）に電話連絡すること。

② 事故発生報告

・ 1週間以内に事故報告書により事故発生報告をすること。

③ 事故処理報告

・ 事故の対応終了後に事故報告書により事故処理報告をすること。

・ 期日までの提出が可能な場合、事故発生報告と事故処理報告を兼ねて事故報告書を提出することができる。

(2) 重大事故以外の事故に該当する場合

次の①及び②の報告を行うこと。

① 事故発生報告

・ 1週間以内に事故報告書により事故発生報告をすること。

② 事故処理報告

・ 事故の対応終了後に事故報告書により事故処理報告をすること。

・ 期日までの提出が可能な場合、事故発生報告と事故処理報告を兼ねて事故報告書を提出することができる。

3 消費者事故通知について

平成22年9月1日に施行された消費者安全法(平成21年法律第50号)において、地方公共団体の長は消費者事故等に関する情報を得たときは、消費者庁長官に対して通知しなければならないこととされております。

障がい福祉サービス事業所等において、消費（役務）安全性が欠くことが疑われる事故が発生した場合、消費者庁にその旨通知します。

(1) 重大事故（事故発生当日に報告を要する事故）のうち通知対象となる事故

1(1)①、②及び④のうち、消費（役務）安全性を欠くことが疑われるものについては、消費者庁に通知します。

(2) 重大事故以外の事故（1週間以内に報告を要する事故）のうち通知対象となる事故

1(2)①（うち治療期間30日以上を負傷・疾病に限る）及び②の事故のうち、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる事故についても、消費者庁に通知します。

4 感染症及び集団食中毒の発生時に係る報告について

(1) 報告基準

- ・同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合。
- ・同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ・上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

※ 患者の人数は、同一敷地内のすべての施設を合計して算定する。

(2) 報告方法

感染者等の人数、症状、対応状況等を指導監査課へ電話で報告するとともに、併せて山形市保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。

※ 後日、指導監査課へ提出する報告書は、山形市保健所に提出した報告書（山形市保健所が指定する様式）と同一のもので構わない。

5 報告先

〒990-8540

山形市旅籠町2-3-25

福祉推進部指導監査課 障がい福祉指導係

TEL：023-642-1212（内線864、865）

FAX：023-624-8892

E-mail：shogaishido@city.yamagata-yamagata.lg.jp

報告書の提出は、書面、EメールまたはFAXのいずれかによる。

※ 事故報告書をFAXで提出する場合は、個人情報が含まれるため利用者の情報を空欄にしてください。確認後こちらから電話で連絡しますので、その際に事故の詳しい状況と併せて利用者の情報を伺います。

※ Eメールで提出される際は、個人情報が含まれるため、誤送信とならないよう細心の注意を払ってください。

6 その他

- 山形市が支給決定を行った利用者に係る事故報告は、指導監査課に提出することで、障がい福祉課への届出を省略することが出来ます。
- 事故報告が不要な事例についても、ヒヤリハット事例として事業所内で情報共有をし、事故防止に努めてください。
- 事故発生報告を提出後、事故処理報告が提出されていない事例があります。適切に報告を行ってください。